

千葉県
市民自治による
まちづくり条例

どういう仕組みで
市民自治はできる
の？
市は市民自治のため
に何をしてるの
？

第10条 市民の自立的な活動の推進

(市民の自立的な活動の推進)

第10条 市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

- (1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援
- (2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援
- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進
- (4) 市民相互の連携や協力のための調整
- (5) 市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出
- (6) その他市民の自立的な活動の推進のための措置

第11条 協働の推進

(協働の推進)

第11条 市長等は、地域の課題等の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

第12条 市民参加の手續

(市民参加の手續)

第12条 市長等は、パブリックコメント手續の実施、附属機関への付議、ワークショップ

(市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。)の開催その他の市民参加の手續のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民参加の手續を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

市民参加手續 ～附属機関とワークショップ～

パブリックコメント手續以外の市民参加手續もご紹介します。

附属機関への付議

附属機関とは、審査、諮問、調査等のため法律や条例に基づき設置される審査会・審議会等をいいます。附属機関への付議すべてが市民参加の手續となるものではありませんが、公募でわたしたちの中から委員が選任される附属機関への付議は、市民参加手續と捉えることができます。

ワークショップ

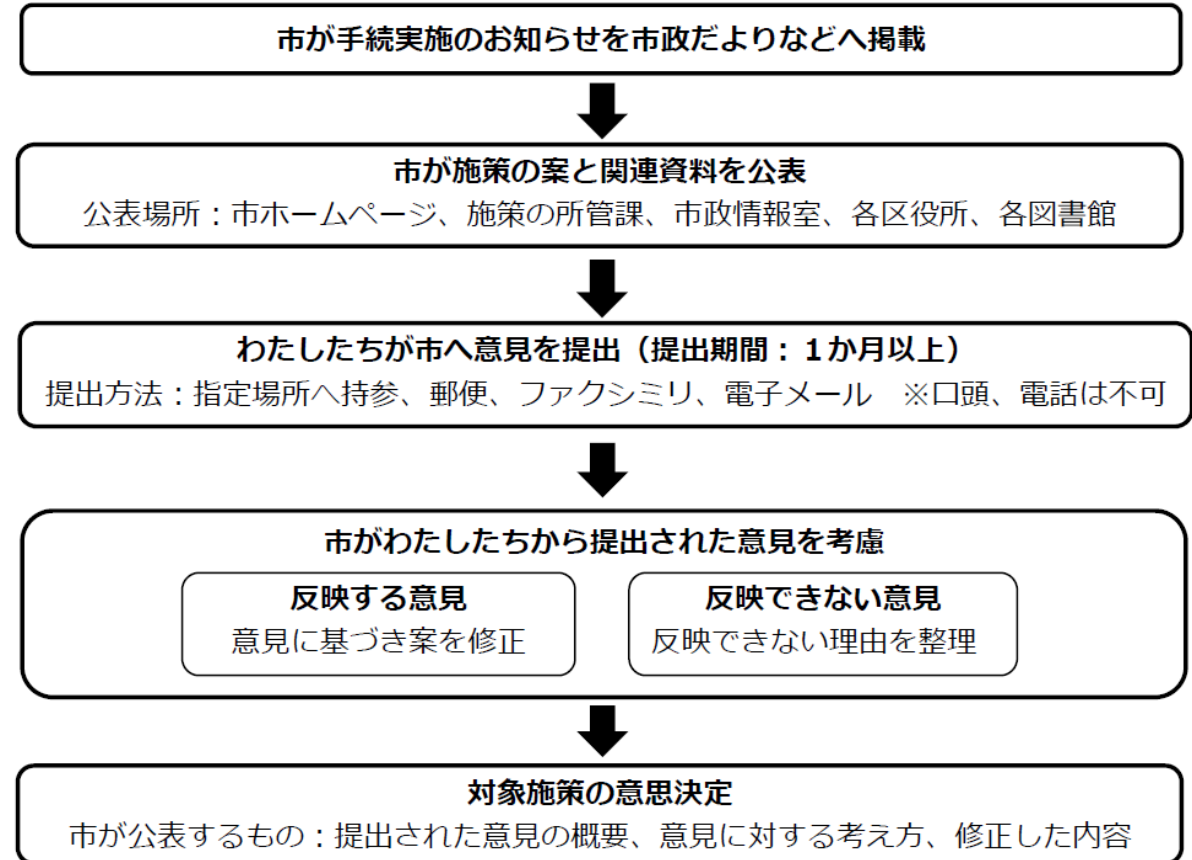
ワークショップとは、目標や課題解決に向け、参加者の対等な立場での議論や共同作業を通じて意見を集める市民参加手續です。市が新しい施策に取り組むにあたり、検討材料やアイデアを得たり、課題を発見したりするために開かれることが多く、5人から10人程度の複数のグループに分けて行うことが一般的です。この条例もワークショップなどで出された意見を下地として検討が進められました。

第13条 パブリックコメント手続の対象

第14条 パブリックコメント手続の実施

パブリックコメント手続 ～わたしたちの意見を市へ～

パブリックコメント手続の一連の流れを簡単にご紹介します。



第15条 附属機関の委員

附属機関の委員 ～公募委員になるには～

わたしたちも市の附属機関の委員となって会議に参加することができます。委員になると、市の説明や議論を通じて、自分の興味や関心のある分野の情報を得たり、知識を深めたりすることができます。ここでは、委員になるまでの流れをご紹介します。

STEP 1 市政だよりなどを確認し、関心のある附属機関を探す。

附属機関が委員を公募するときは、市政だよりや市ホームページに募集案内が掲載されます。

STEP 2 応募する。

応募できるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。※附属機関の掛け持ちはできません。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) その他、市長等が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件

STEP 3 小論文や面接などの選考を受ける。

選考結果は全員に通知されます。

第16条 市民の意向の把握

この後、第17条から第21条、第22条と市民自治を推進するための実施計画や推進会議、委任に関する条文があります。

千葉県
市民自治による
まちづくり条例

こんな条例が
あっても
何も変わらないん
じゃないの？